

## 第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。  
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 川崎市のホームページには、園の保育方針と保育目標を、園のパンフレットには、保育理念、保育方針、保育目標を掲載しています。保育理念は公立園としての使命や目指す方向を読み取ることができ、保育方針は理念との整合性が確保されているとともに職員の行動規範となるよう具体的な内容となっています。毎年度初めには、職員会議で読み合わせを行い、職員間で共通認識を持ち保育にあたるようにしています。保護者には、「入園のしおり」、「土橋保育園の保育」を用いて、入園時及び進級時に説明を行っています。		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 川崎市の公立園園長が参加する全体園長会で、社会福祉事業全体の動向を踏まえた川崎市の保育事業に関する方針について共有化されています。宮前区の公立園園長が参加する地区園長会では、区の保育総合担当より、地域の各種福祉計画や未就園児数の推移、各園のコスト分析、利用率などのデータ、保育ニーズに関する情報について報告を受け、地域の特性や課題について分析しています。		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 川崎市が策定している「新たな公立保育所のあり方基本方針」では、各区に地域の子ども・子育て支援、民間保育所等への支援、公・民保育所人材の育成を実施するセンター型施設を1ヶ所、地域の子ども・子育て支援、民間保育所等への支援を行うランチ型施設を2ヶ所設置することが明示されており、園は、宮前区のセンター型施設として位置付けられ、来年度は、園舎の建て替え開始が予定されています。園では、地域支援や人材育成などの機能拡充に向けて、職員会議で意見交換を行うなど検討が進められています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市の「総合計画・第2期実施計画」は、2018年度～2021年度の4年間を計画期間として策定されています。計画には、「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を目指し、「子育てするなら川崎 と思ってもらえるような、安心して子育てできる環境づくりを進める」と明示されており、公立保育所における保育の質の向上、人材育成などについて市の園長会で協議されています。</p>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、川崎市の計画に基づいて、「土橋保育園・運営方針」を単年度の事業計画として毎年作成しています。計画には、職員体制や年間の行事予定、園の保育の方向性のほか、人材育成や危機管理など、当該年度の重点項目を掲げ、目標を達成するための取り組みが明記されています。単年度の事業計画は、具体的な成果などが設定され、実施状況の評価を行える内容となっています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市の園長会や主任連絡会、栄養士連絡会などで報告される各園の状況や職員の意見などを川崎市の計画に反映させています。園の単年度事業計画の内容については、職員会議などでの意見交換を基に園長が策定しています。事業計画は川崎市で定められた時期、手順に基づき、実施状況に対する評価が行われており、年度末の職員会議で1年間の総括を行い、次年度の計画策定につなげています。</p>		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「土橋保育園の保育」には、年間の主な保育活動や乳児クラスと幼児クラスにおけるそれぞれの四半期ごとの保育のねらいが記載されているほか、健康管理計画や食育年間計画も掲載されており、行事計画表と一緒に年度初めに保護者に配付しています。今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため保護者懇談会が行えませんでした。例年は、保護者懇談会で資料に基づき、パワーポイントを用いて保護者に分かりやすく説明を行っています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の保育実践に対する振り返りが記載された週日指導計画を基に、月間指導計画の評価・反省を行い、次月の計画策定につなげています。年間指導計画は、四半期ごとに期の反省を記載して次年度の計画策定に反映させており、PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取り組みを行う体制が構築されています。川崎市で作成されている書式で園の自己評価と職員個々の自己評価を行っています。第三者評価は、定められた期間に受審することが望まれます。</p>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の自己評価票には、抽出された課題点について明記されており、職員会議で改善策について協議しています。改善に向けた取り組み内容は、「土橋保育園運営方針」に記載され、計画的に実践を進めています。様々な保育場面での職員の気づきを発表し合い、子どもの姿を捉えて必要な声かけや援助ができていないか、意見交換をしながら学び合うなど、保育の質の向上に向けて園全体で取り組んでいます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、「土橋保育園運営方針」に園の運営・管理に関する方針と取り組みについて明記し、職員に周知しています。川崎市が作成している「運営規程」に園長の職務が明記されており、毎年度の職務分担表を作成して、園長はじめ職員個々の職務内容や担当などを明示し職員会議で確認しています。有事における園長の役割と責任不在時の権限委任については、災害対応のマニュアルに明示されています。</p>		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、法令遵守の観点で園の運営に関する川崎市の研修会に参加しており、取引業者などとの適正な関係を保持しています。また、環境への配慮に関する法令に基づき、節電、節水など省エネルギー化やごみ削減の取り組みを園全体で行っています。川崎市のサービス規程には公務員倫理について明示されており、法令遵守に関する研修への参加やサービス小冊子を配付しています。サービスチェックシートの実施などの取り組みが行われており、職員による話し合いなどで確認と分析が課題となっています。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は、保育の現場で保育の実践を観察するとともに、計画や日誌などから、保育の質の現状把握に努めています。課題点については、園長補佐と共有し、職員への指導方法や改善策を話し合っています。川崎市で作成されている「保育の質ガイドブック」には、保育の質の定義、保育の質を構成する3つの要素などについて記載されているほか、事例集も作成されており、ガイドブックと事例集を用いて園内研修で学び合っています。		
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は、業務の実効性の向上に向けて、職員体制や労務管理を踏まえて現状分析を行っており、業務量や業務内容を考慮して職員配置や業務分担を設定し、職員が動きやすいシフト作りを行っています。川崎市の運営管理課により、パソコン機器の整備が行われており、園だよりや計画作成などにおいて、ICT化が徐々に進められています。職員会議では、業務改善に関する意見交換が行われ、実践につなげています。		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 川崎市で、公立園の運営に関する人員体制や人材確保、育成についての基本的な方針が立てられており、市の方針に則り、園の職員配置が計画されています。川崎市では、就職相談会の開催や保育所見学バスツアーの実施など人材確保のための取り組みを民間園も含めて行っています。園長は、保育士資格を持つ非常勤職員の確保について園の現状課題ととらえており、川崎市の園長会で対策を協議しています。		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 「川崎市人材育成基本方針」に川崎市人材ビジョンとして市職員のあるべき姿が明示されています。市の規程により、採用、異動、昇進、昇格に関する基準が明確に定められており、職員に周知されています。市で定められた基準に則り、人事評価が実施されており、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度などの評価が行われています。人事評価を基に職員個々の目標管理が行われ、職員がキャリアビジョンを明確にできる総合的な人事管理の仕組みが構築されています。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを毎月確認して職員の就業状況を把握しています。また、個人面談を通じて職員個々の考えや思いを汲み取り、働きやすい環境づくりに配慮しています。産休や育児休暇、介護休暇などの規程が整備されており、状況に応じて時短勤務もできるようになっています。希望に応じて産業医の巡回診療が受けられるシステムがあるほか、ワークライフバランスデイ(ノー残業デイ)を設けるなど職員の心身の健康確保のための取り組みが行われています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、中長期の目標と年度の短期目標をキャリアシートに記入して、先輩後輩でペアを組んで面談を行い、目標項目や目標水準が適切に設定されているか確認しています。園長との個人面談は、年3回の人事評価の際に行っており、振り返りを行いながら目標に対する進捗状況について確認しています。非常勤職員に対しても園長による個人面談を行い、個々の状況に応じた目標について話し合っています。</p>		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市の人材育成計画に保育士など行政専門職として求められる能力が明示されており、行政職階層別研修と保育士階層別研修の研修計画が策定されています。また、園内研修の計画も策定されており、保育内容、環境、食育などのテーマごとにグループを編成して研修会を実施しています。園内研修の内容設定については、自己評価などから抽出された課題の改善に向けた内容となるよう、毎年評価と見直しを行っています。</p>		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市で定められている研修制度に則り、新任職員や異動してきた職員に対しての個別的なOJT研修、行政職階層別研修、保育士階層別研修のほか、人権研修などの特別研修、障がい児保育、保護者支援、マネジメントなどの専門的な知識を深めるためのテーマが設定された分野別研修などが実施されており、全職員が個々の経験や能力に応じて必要な研修が受講できる体制が構築されています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生受け入れマニュアル」には、次世代の育成支援及び指導を通じて自らの保育を振り返る機会とすることなどが明記されています。また、受け入れ手順のほか、指導内容や指導にあたっての留意事項が記載されており、保育士実習と看護師実習の受け入れを適切に行っています。心構えや守秘義務などについて記載されている「実習の手引き」を用いて実習前にオリエンテーションを実施しています。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> 川崎市のホームページには、園の事業や財務等に関する情報や苦情・相談の体制、第三者評価の結果などの情報が公開されています。園独自のホームページは不十分ですが、宮前区のホームページには、産休明けや医療的ケアを必要とする児童の受け入れや地域の親子や近隣の保育園・小中学校との交流なども多く行っていることを記載しており、公立園としての存在意義や役割を明確にしています。		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 川崎市の規程に則り、園長と園長補佐が園内の事務的な業務全般を行っています。物品・備品の購入や修繕などに関しては、担当職員を決めて購入が必要なものなどのリストを作成し、定められた手順で市の担当部署に申請しています。園の財務については、川崎市において運営管理されており、内部監査、外部監査が実施されています。		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 宮前区のセンター型保育園としての役割を踏まえ、地域における子育て支援を行っていくことを「土橋保育園・運営方針」などの文書に明示しています。「園のしおり」には、市内の病児・病後児保育施設のリストを掲載し利用方法などを案内しています。地域の行事やイベントなどのチラシを掲示して保護者に知らせています。子どもたちは、園庭開放などで訪れる地域の親子と日常的に交流しています。		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ボランティアの受け入れに関するマニュアルが整備されており、基本姿勢や受け入れ手順、ボランティアへの配慮事項が明記されています。マニュアルに沿って、中学生の職場体験の受け入れやボランティアグループによるお話し会を開催するなどしています。受け入れ前にオリエンテーションを実施し、ボランティアに際しての留意事項や守秘義務について説明しています。		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>宮前区保育総合や療育センター、児童相談所、地域子育て支援センターなどの関係機関や地域の医療機関のリストを作成し、職員間で共有しています。各関係機関とは、子どもや保護者の状況に応じて適切に連携を図っており、必要に応じて会議を行って対応策を協議しています。要保護児童対策地域協議会に園長が参加しており、関係機関と共に地域の虐待等権利侵害に関する状況を共有し対応策などについて協議しています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園が実施している「あそびの広場」や「すくすく土橋」など、地域住民に向けた子育て支援の活動の中で、地域の親子との交流を通して、地域の福祉ニーズや生活課題を把握できるよう努めています。また、町内会の会合や地域の各関係機関との連携や協議会において、地域の状況について情報交換を行い、課題を共有化しています。また、川崎市が実施している市民アンケートの調査結果などを基に宮前区保育総合と連携して、地域のニーズを具体的に抽出しています。</p>		
【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の主任児童委員と協働して、子育てサロン「すくすく土橋」を開催し、保育士や看護師、栄養士などがそれぞれの専門性を生かして育児相談を行ったり、離乳食の進め方や健康づくりに関する講座などを行っています。宮前区の公立保育園の職員が交代勤務を行って、年末保育の受け入れを実施しています。地域の防災会議に園長が参加して、災害時の対策について協力し合えるよう話し合っています。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市で「子どもの権利に関する条例」が設定されており、職員にも周知されています。また、保育理念には、「子ども達の最善の利益を図り、児童福祉施設としてその福祉を増進する」と、子どもを尊重した保育の実施について明示しています。全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックシート」を用いて自らの保育を振り返る機会を設けています。職員は、保育の実践からエピソード記録を作成し、意見交換を行いながら、子どもが互いに尊重する心を育てる保育や性差への先入観を行わないことなどについて学び合っています。</p>		

【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活や活動の様々な場面において、子どものプライバシーに配慮して保育にあたることが記載されたマニュアルが整備されています。着替えやおむつ交換、身体測定などの際は、カーテンやパーティションを用いて対応し、子どもたちのプライバシーに配慮しています。プール活動が始まる前には、着替えや活動中に外から見えない配慮を行うことを職員間で確認し合っています。これらの取り組みについては、保護者懇談会や園だよりで保護者に伝えています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園のパンフレットには、保育理念と保育方針、保育目標のほか、年間行事や1日の生活の流れ、地域子育て支援の内容などがイラストを用いて読みやすく掲載されています。パンフレットは、川崎市や宮前区の担当部署に設置されているほか、園庭開放などで訪れた地域の保護者に配付するなどしています。利用希望者の見学案内は、主に園長補佐が担当しており、希望者の都合に合わせて日時を調整しパンフレットに沿って丁寧に対応しています。</p>		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>重要事項説明書と入園のしおりの内容について、入園前の個人面談で保護者に説明を行っています。慣れ保育については、目安となる期間や時間などについて園の方針を説明し、保護者の意向や就業等の状況に応じて相談しながら進めることとしています。例年は、4月に保育内容説明会を開催し各クラスの活動内容やそのねらいなどについて説明を行っています。今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、説明会を開催することができませんでしたが、資料の内容をより詳細に作成して、対応しています。</p>		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>重要事項説明書に、保育の開始及び終了に関する事項を明示しており、転園などの申し出があった際は、所定の手続き方法について保護者に説明を行っています。公立園への転園の際は、児童票の引き継ぎを行っており、民間園などへの転園の際は、保護者の了解を得たうえで子どもの状況について引き継ぎを行うこととしており、保育の継続性に配慮しています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、日々の保育の中で子どもが満足いくまで遊び込めているか把握に努めており、職員間で子どもの姿を共有して保育にあたっています。運動会や発表会などの行事後に保護者アンケートを実施し、保護者満足度の把握に努めるとともに、個別面談や保護者懇談会で保育活動や保育内容に関する保護者の意見を聞いています。また、保護者会には、必ず園長や職員が参加して保護者と意見交換を行っています。収集した意見を基に、保護者の満足度の向上に向けて、職員会議で話し合っています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 「川崎市保育園苦情解決要綱」に則り、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を園長補佐が担当し第三者委員を2名設置しています。「重要事項説明書」に苦情解決の体制を明記し、「土橋保育園の保育」には、第三者委員と宮前区と川崎市の担当部署の連絡先を明記しています。また、玄関にも掲示して保護者に周知を図っています。苦情内容については、職員会議で改善策を迅速に検討し、保護者のプライバシーに配慮して園だよりなどで公表しています。		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 「重要事項説明書」に相談窓口の設置について記載しており、口頭での直接の申し出や電話、意見箱の利用など、複数の方法で意見や相談を受け付けていることを明記して保護者に周知しています。また、「土橋保育園の保育」では、「サンキューコール」、「市長への手紙」、「川崎市市民オンブズマン」など、川崎市の制度についても紹介しています。保護者からの相談を受け付けた際は、保護者の都合に合わせて日時を設定し事務室や支援ルームなどを使って保護者が安心して話ができるよう配慮しています。		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 園長はじめ職員は、送迎時など、保護者との日常的なコミュニケーションを積極的に図るよう心がけており、話しやすい雰囲気づくりに努めています。玄関に意見箱を設置したり、行事後のアンケートを実施するなど保護者の意見を把握するための取り組みを行っています。相談を受け付けた際の対応手順などについては、川崎市で定められた規程に沿って迅速に対処しております。相談内容は、所定の書式に詳細に記録して継続的なフォローができるようにしていますが、保護者の半数からは、意見や要望にきちんと対応しているに「はい」と答えていません。保護者の意見に基づき、行事の開催方法などの改善を実行しています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 園長及び防犯・防災プロジェクト担当の職員、看護師が中心となり、園全体で子どもたちが安全に安心して園生活を過ごせるよう取り組んでいます。事故対策と対応に関するマニュアルが整備されており、救急時の初期動作やけがの対応について明記されています。また、事故発生時の初期対応が記載されているアクションカードを職員個々が携帯しており、研修で学び合っています。事故報告書やヒヤリハットを詳細に記載し改善策を協議して実践しています。		

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症の対応に関するマニュアルが整備されています。マニュアルに基づいて、園長と看護師が中心となり、感染症の予防策や対応方法、嘔吐処理の手順などについて園内研修を実施しています。感染症の予防策などについて保健だよりに掲載して保護者に周知しており、感染症が発生した際は、状況を掲示して保護者に迅速に報告し二次感染防止を呼びかけています。新型コロナウイルス感染予防については、川崎市のガイドラインに基づいて、各場所や備品の消毒強化と職員の体調管理の徹底などを行っています。</p>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災に関するマニュアルに災害時の体制について明記されています。防災訓練年間計画が策定されており、地震や火災など様々な場面を想定して防災訓練を毎月実施しています。また、災害伝言ダイヤルの訓練は保護者にも参加してもらい行っています。防犯・防災プロジェクトの担当職員が中心となって子ども向けの防災集会を実施し子どもたちの防災に関する意識が高められるよう取り組んでいます。宮前区が主催する防災対策の会議では、町内会や近隣の学校関係者と共に地域の防災対策について話し合っています。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育についての実施方法は保育運営の冊子に記載されています。子どもの権利やプライバシーの保護等はマニュアルが整備され、それに基づき園内のマニュアル内に文書化されています。マニュアルに基づいて保育が実施されているかどうか、クラスの職員同士で振り返り、評価、反省を行い、乳児会議や幼児会議などでも確認をしています。一部の保護者からは、職員の保育にばらつきがあるとの指摘も受けています。</p>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法の検証・見直しについての取り組みは、現場の実情に合わせて、乳児会議や幼児会議、職員会議で実施しています。保護者には、行事ごとにアンケートを実施し懇談会や保護者会の中でも意見や提案を出してもらい職員間でも検討しながら保育に反映しています。今年度はコロナ対策に伴い、行事の検証や検討をする機会が増えました。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント> 指導計画策定の責任者は園長で、全体的な計画に基づき各クラスの年間計画、月間計画、週案をたてています。保育実践の振り返りは必ず行い、指導案の評価、反省欄に記載しています。家庭状況、健康状態については、入園前に保護者が児童票に記載し、入園前面談で把握したことに基づき、個々の適した保育が展開されるようにしています。支援困難なケースへは担任以外の職員や他機関との連携もとりながら、ケースに合わせた丁寧な保育を行っています。		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 年間指導計画、月案、週案、保育日誌については評価、反省欄が設けられ、評価を行い、以後の計画、保育につなげています。子どもへの関わりや保育の進め方についても子どもの発達段階やクラスの状況・保護者のニーズに応じた指導計画をたて実践しています。評価の中で保育の課題を明確にし、子育て支援や保育士の保育の見直しを行い、保育の質の向上に努めています。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント> 子どもの成長に関する記録は月齢ごとに定められた期間で記載され、その都度園長が確認、指導を行っています。情報の共有に関しては内容や緊急度により、毎朝のミーティングや各種職員会議で報告しています。会議は乳児・幼児のフロア会議が月に3~4回、全体会議が月1回、その他必要に応じて行っています。また、栄養士、看護師、保育士(三者連携)で園内研修を行い保育に生かされています。		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 個人情報保護規程により、子どもの記録の保管はすべて鍵のついたロッカー内に保管されています。また、個人情報の記載がある書類やデータは基本、事務所で使用し、事務所以外で持ち出す場合は、使用理由と場所を明確にし使用後は確実に返却する、園外への持ち出しは一切しないことが徹底されています。個人情報の取り扱いについては、保護者に入園時に説明をし了承を得て、重要事項説明書にサインをもらっています。		